中国四国カワウ広域協議会会則

(名称)

第1条 本会は、中国四国カワウ広域協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、中国四国の地域(以下「地域」という)内におけるカワウによる 被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、地域内において、第2条の目的の達成にかかる附則1に示す関係 行政機関により構成される。

(活動)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。
 - ① 広域保護管理指針(以下「広域指針」という)の策定及び見直しに関すること
 - ② カワウの個体数のモニタリング結果等の情報収集、分析及び蓄積に関すること
 - ③ 広域指針に基づく活動の効果に係る科学的検証に関すること
 - ④ その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること なお、各構成員は各県を中心として、地域の状況を踏まえつつ、広域指針 に則して第2条の目的を達成するための対策の実施を目指すこととする。

(会合)

第5条 本会は、第4条の活動に係る構成員の合意形成を図るため、構成員による 会合を毎年 $1\sim2$ 回程度開催する。また、個々の構成員が認めた者のオブザーバー出席を妨げない。

(経費)

第6条 本会の運営に必要な経費は構成員の負担による。なお、負担の詳細については、会合で定める。

(専門委員会)

第7条 本会の活動に関し、専門的な助言や検討を依頼するため学識経験者による 科学委員会等の専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 附則 1 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 農林水産省(水産庁増殖推進部、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、四 国森林管理局)、環境省(中国四国地方環境事務所)
- 附則2 本会則は平成26年7月14日に策定された。なお、会則の変更は、会合の 合意によっておこなう。
- 附則3 事務局は環境省内に置き、その会議運営にかかる経費は環境省が中心となって 負担する。